プライム 規約

第1章 総 則

第1条(名称)

本クラブは「プライム」(以下「本クラブ」という)と称する。

第2条(目的)

本クラブは、スポーツまたは文化活動を通じて以下を目的とする

- 1. 技術や能力の向上。
- 2. 健全な心身の育成と人間形成。
- 3. 仲間との協力やコミュニケーション能力の向上。

第3条(所在地)

2025年4月1日に設立し、愛知県田原市を拠点とする。

第2章 会 員

第4条(会員資格)

- 1. 本クラブの目的や活動方針に賛同すること。
- 2. 保護者の同意を得ていること。
- 3. スポーツ保険に加入すること。

第5条(入会手続き)

- 1. 入会希望者は、所定の申込書を提出し、クラブの承認を得るものとする。
- 2. 入会金および初回会費の納付をもって正式な入会とする。

第6条(退会手続き)

- 1. 退会を希望する場合、保護者代表を通じてクラブ代表者、ヘッドコーチに届け出ること。
- 2. 退会前に未納の会費がある場合は、これを清算するものとする。

第7条(個人情報の保護)

- 1. 活動状況の写真や動画をチームのグループ LINE、Instagram に投稿させていただくことがあります。 ただし、削除・変更を希望する写真・動画があれば、要望に応じて削除・変更を速やかに行うものとする。
- 2. 会員の個人情報はクラブの運営以外には使用しないものとする。会員からの個人情報開示依頼があっても、本人の承諾がない限り一切応じないものとする。

第3章 組織と運営

第7条(役員とその役割)

本クラブの運営は以下の役員により行う:

- 1. 代 表 本クラブを代表し、クラブを総括する。
- 2. ヘッドコーチ 本クラブの指導方法を立案し、指導者の意思決定を行う。
- 3. 指導者 本クラブの会員の技術指導を行う。
- 4. 会 計 本クラブの会計を担当する。

- 5. 事 務 本クラブの事務全般を担当する。
- 6. 保護者代表 本クラブの運営を担当する。

第8条(役員の任期)

- 1. 役員の任期は1年。
- 2. 再任を妨げない。

第9条(ルールと禁止事項)

- 1. 指導者、選手、保護者はクラブの方針、ルールに従い活動してください。
- 2. チームの和を著しく乱す行為、選手の参加意欲を失わせる行為や発言、態度を禁止します。
- 3. 個人練習、自主練習について、指導者、選手、保護者ともに妨害行為(意欲を失わせる行為や発言)を禁止します。
- 4. 正当な理由なくチーム内の一部の選手だけでの和を築こうとせず、チーム全メンバーとコミュニケーションを図る努力をすること。
- 5. 練習や試合、その他出欠確認を要する事項については運営スタッフの依頼に応じて速やかに出欠の意思を明確にすること。
- 6. 選手・保護者の知り合いであってもチーム運営者に許可なく練習・試合に参加することはできません。
- 7. 他のチームへの勧誘、引き抜きまたは、他チームからの勧誘、引き抜きと思われる行為を禁止します。
- 8. 活動中は他の選手に怪我をさせないような気配りを怠らない。
- 9. 万が一事故があった場合は、スポーツ保険の保障範囲内での対応とし、クラブ側、会員に対して、一切の責任を求めない。
- 10. 個人の所有物(現金を含む)の貸し借り、紛失は自己責任とし、クラブ側、会員に対して、一切の責任を求めない。
- 11. 各活動の準備・後片付けは積極的に行うこと。
- 12. 宗教団体やマルチ商法などへの勧誘行為を禁止します。

第4章 活 動

第10条(活動内容)

- 1. 定期練習または活動の実施。
- 2. 試合、練習試合、または大会、招待試合の参加。
- 3. 地域イベントやボランティア活動への協力。
- 4. 他団体との交観交流活動。

第11条(活動中の規律)

- 1. 会員は指導者の指示に従い、規律を守ること。
- 2. 他の会員や関係者への暴言、暴力、いじめ行為は禁止する。
- 3. 活動で使用する備品や施設は丁寧に扱うこと。
- 4. 規則を守らない場合には、クラブを退会させる場合もある。
- 5. 2 年生以下の入会は保護者(もしくは代理人)の付き添いを必須とする。

第12条(活動日程)

1. 練習時間 水曜日19:00~21:00

土曜日 9:00~17:00

2. その他活動日は、会員、および保護者に速やかに連絡する。

第5章 会費と会計

第13条(会費)

- 1. 入会金は一人 5000 円とする。
- 2. 月会費は一人 2000 円とする。
- 3. 同一世帯の二人目以降の入会は月会費一人1000円とする。
- 4. 本クラブが円滑に運営できない場合、臨時に集金することができる。
- 5. 会費は、活動、備品、及び大会参加費などに充当する。
- 6. 一度納めた会費は原則として返還しない。

第14条(会計報告)

- 1. 会計は、年1回3月に収支報告する。
- 2. 必要に応じて臨時会計報告を行う。

第6章 総会と規約の改定

第15条(総会)

- 1. 総会は年1回3月に開催し、以下の事項について審議決定を行う。
 - (1) 会計報告及び活動報告の承認。
 - (2) 役員の承認。
 - (3) 活動計画及び予算の審議。
 - (4) その他重要事項。
- 2. 必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第16条(規約改定)

- 1. 本規約の改定は、総会の出席者の過半数の賛成をもって承認する。
- 2. 本規約は、クラブ運営者により臨時追加、改訂できるものとする。

附則

2024年1月10日 制定